

林野火災予防対策について

対馬市消防本部

令和 7 年 1 2 月

経緯

令和7年2月26日岩手県大船渡市において林野火災が発生し、延べ焼損面積約3,370ha、焼損棟数住家90棟、住家以外136棟が焼損した。火災が延焼した要因は、2月の降水量が観測史上最少で、林野内の可燃物が乾燥していたこと、火災初期の強風により樹冠火（※注）を伴う激しい燃焼と飛び火が発生、複雑な地形と局地的な風の影響を受け多方面へ拡大した。

この大規模林野火災を受け、国において林野火災の防止に関する検討が行われ、その結果を基に火災予防条例（例）の改正が通知され、対馬市火災予防条例についても改正を行いました。

※注 樹冠火とは、地表の火が樹木に燃え移り、樹木全体が炎に包まれる状態をいいます。

目的

大切な家屋・森林などを火災から守るため

火災予防条例の主な改正点

第3章の3 林野火災の予防

(林野火災に関する注意報)

第29条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、対馬市の区域内に在る者は、**第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。**

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第29条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、**第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。**

火災予防条例の主な改正点

(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第29条 火災に関する警報（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）

が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければなら
ない。

- (1) 山林、原野等において火入れしないこと。 ※1
- (2) 煙火を消費しないこと。 ※2
- (3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。 ※3
- (4) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙しないこと。
- (5) 山林、原野等の場所で火災が発生するおそれがあると認めて市長が指定した区
域内において喫煙しないこと。
- (6) 残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。

火災予防条例の主な改正点

(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第45条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

- (1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為（**たき火を含む。**）※ 3
- (2) 煙火(がん具用煙火を除く。)の打上げ又は仕掛け
- (3) 劇場等以外の建築物その他の工作物における演劇、映画その他の催物の開催
- (4) 水道の断水又は減水
- (5) 消防隊の通行その他消火活動に支障を及ぼすおそれのある道路工事
- (6) 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店等の開設(対象火気器具等を使用する場合に限る。)

解説

- ※ 1 火入れとは、森林から周囲 1 km の範囲内にある原野、田畠、荒廃地などで、雑草、堆積物などを焼却する行為をいう。
- ※ 2 煙火とは、花火のことをいう。
- ※ 3 たき火とは、薪や落ち葉など可燃物を燃焼させ、作業、採暖、不要品の廃棄、調理等を行う行為をいう。
なお、炭を用いて食料を調理するもの（バーベキュー）及びカセットコンロなどのガス燃料器具等を使用して食料を調理するものは含まれない。

解説（たき火に該当？）

●該当すると考えられる行為(例:キャンプファイヤー、焼き芋等)



●該当しないと考えられる行為(例:炭等を使用したバーベキュー等)



開始時期

令和 8 年 1 月 1 日から

発令対象期間

晩秋から春先にかけて、空気が乾燥し強風の吹きやすい気候となります
が、火災の危険性等を考慮し通年を対象とします。

発令の基準

林野火災注意報

前3日間の合計雨量が1mm以下、かつ、前30日間の合計雨量が30mm以下のとき。

または

前3日間の合計雨量が1mm以下、かつ、乾燥注意報が発表されているとき。

林野火災警報

林野火災注意報の発令基準に加え、強風注意報が発表されているとき。

発令

発令の時期

- ・ 条件に該当する日の午前 9 時 00 分頃発令

発令の周知

- ・ 放送設備（防災アプリ）を利用する方法
- ・ ホームページ掲載等のインターネットを利用する方法
- ・ その他市長が適当と認める方法

解除

発令解除の時期

- ・発令の条件に該当しなくなったとき

発令解除の周知

- ・放送設備（防災アプリ）を利用する方法
- ・ホームページ掲載等のインターネットを利用する方法
- ・その他市長が適当と認める方法

火災とまぎらわしい煙または火炎を発する恐れのある行為の届出

火災予防条例第45条第1項第1号の届出については、**たき火**も含まれます。

届出については、最寄りの消防機関へお願いします。

届出・問い合わせ先

対馬市消防署		0920-52-0119
対馬市消防署	豆酸分遣所	0920-57-0119
対馬市消防署	美津島出張所	0920-54-3119
対馬市消防署	中部支署	0920-58-2119
対馬市消防署	中部支署峰出張所	0920-82-0119
対馬市消防署	北部支署	0920-84-2119
対馬市消防署	北部支署上対馬出張所	0920-86-3959